

NEWSLETTER

ミャンマー企業訪問

U-Net International Co., Ltd. 橘 Managing Director



左写真：橘様（左）
マネジャーWin San Linn様（右）
U-Net International Co., Ltd.
Web:<http://choicemyanmar.com/>
Tel: +95-9-5185-796
E-mail:pyathou@gmail.com
Room 102 No62, Thiri Street, Sanchaung
Tsp Yangon,

Q日本米「幸穂」をミャンマーで生産しているU-Net International様にお話を伺います。奇しくもインタビュー当日は3月2日、ミャンマー農民の日という祝日です。まずは貴社のプロフィールとミャンマーでの活動内容を教えてください。

以前から交流のあるミャンマーで農業支援をしたいと思っていました。農業では地域に雇用を生めるし、その先に地域を活性化そしてブランド化したいという思いがありました。実際にスタートしたのが2013年10月です。日本のお米を作る指導を日本人が現場でしています。今5回目の栽培をしています。4回目まではテスト栽培の位置づけで、ヤンゴン管区の7エーカーの農地で行いました。最初は品質も悪く、収穫も少なかったし、商品になるか心配しました。それでもテストとして安く販売してみまして、日本の方々からの応援も頂きましたので、社員たちとともに研究・工夫しながらここまで進めてこられました。

Q 自然を相手にする農業で、いろんなご苦労があると思います。

日本とは大きく気候がちがいが候補地探しは難しいですし、栽培方法もマニュアル通りの方法ではうまくいかないでオリジナルの方法を研究しています。種が全て芽がでなかったこともあり涙を流す日々もありました。また、失敗したときに原因の追究が難しいのです。複数の要因が考えられますが、自然を相手にしていることの難しさがあります。販売先の開拓には2キロパックのサンプルをもって行って試食していただくスタイルで、ヤ

ンゴンの和食店を中心に営業しています。ミャンマー人はお米をたくさん食べるので、実はミャンマー人をターゲットとした日本料理店のほうが量が出るのですよ、おもしろいですね。

Q ワーカーさんへの指導はいかがですか？

事務所スタッフ3名、社員6名、日雇いのワーカーが4~5名います。現在農業実習生6名が農業研修をしています。現場のワーカーは以前は収入が不安定でしたが、社員になったため月給制により生活が安定して喜んでくれています。そしてわれわれも彼らがいるおかげで仕事できています。はじめは指導に苦労もありましたが、愛情をもって接してきて、今では分業体制が整い、管理者が見ていなくてもそれぞれの職務をこなせるようになり感慨深いです。

Q 今後はどのように展開していかれますか？

当初はどういったらおいしいお米が作れるかの奮闘でしたし、収穫量が予期せず少なくなると、販売先に優先順位をつけざるを得ないこともありました。今は努力が実ってきましたので、収穫量、売上と「管理」が重要なフェーズに入ってきました。現地マーケットを重視し、顔の見える生産者、安心・安全な農産物の提供を目指して努力し、健全なる法人農業を目指します。

数日前に開催されたJapan Myanmar Pwe Dawでは幸穂米のおにぎりブースが大盛況でした！ヤンゴンのニュードリー、鐵完、神戸屋、藤の坊等の各和食店で幸穂米をいただくことができます。橘様ありがとうございました。

ミャンマー会計税務 トピック

【2016連邦税法2】

個人給与所得税は累進課税計算テーブルに従って計算しますが、課税所得2,000,000チャットまでは税率が0%とされており、2015連邦税法と同様です。新税法では別途4,800,000チャットまでは非課税となる旨が第19条に記載され、2,000,000チャットと4,800,000チャットのどちらが非課税枠なのか当初明らかではありませんでした。メディアでの解説によると、まず総所得（収入の合計）が4,800,000チャットの基準を超えるかどうかで課税／非課税を決め、超えた場合に総所得から各種控除を差し引いた「課税所得」を累進課税テーブルに従って税額を計算することを意味するようです。従って4,800,000チャットを総収入が超えても控除の多寡で非課税になるケースがあります。

